

## 様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

### 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 令和元年8月20日

評価者: 健康福祉局指定管理者選定評価委員会

#### 1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称: 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者: 理事長 成田 哲夫 住所: 高津区久地3-13-1 電話: 044-829-1829
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線: 32422)

#### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	ボランティアは、平成30年度延べ2,100人を超え前年比500人増、地域に開かれ、地域に密着し、地域との良好な関係を築いている。また、重度化の進んだ利用者を寝たきりにしない自立支援を意識したサービス提供を行っている。夜間の看取りへの取り組みのスキルアップ、重度の認知症利用者の積極的受け入れを行っている。法人・事業所としての努力がうかがえる。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	利用者の意向にそったサービスの提供、業務の実践・評価、地域に根差し開かれた施設運営、働く職員の誇れる職場、障害者雇用、ボランティア等地域交流などを掲げ推進しており、それぞれに一程の成果を上げている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	安全管理については、事故の予防と事故後の対処があり、共に指針やマニュアルが整備されている。予防については、感染症の恐れがある嘔吐物処理の複数回の実践練習、また事故を起こさないための安全な介護の実践研修を行っている。 事故後の対処においても、怪我の有無や程度の大小に関わらず全てを報告し事故への意識付けをしている。また対策の検討を行い対策の周知徹底に努め、データ分析を行うことで今後の可能性の予測・検証を行っている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	質の高いサービスを効果的、継続的に提供するためには、安定した職員数の確保が必要である。人件費に影響する派遣等による職員の補充から直接雇用へとシフトすることで、それを実行する手法の検討が今後の課題解決の鍵になると思われる。
5	非公募更新のための条件を満たしているか(該当施設のみ)	—

#### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に56施設整備(平成31年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が48施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。 ・平成28年度より指定管理5ヶ年の目標計画に基づき、重度者へのサービスの向上を共通テーマに掲げ、各事業において重点的に取り組んでいる。 年々重度化する利用者の意向に沿ったサービスの提供として、個々の状態や環境に適した福祉用具の整備を行っている。 ・今後も引き続きサービスの質の維持・向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	数年間の間に重度化が進み、それに伴う課題として重度化に対応したサービスの展開、職員の育成、また介護職員の負担の軽減を考慮する介護ロボットの導入等も含めた、介護環境の改善も必要である。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能してい

		<p>くことが求められている。</p> <p>また、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており、長寿命化も考慮した修繕等の対応が求められる。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>市内にある指定管理者制度による特別養護老人ホーム8施設の運営形態については、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していく。</p>

#### 4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。また、特別養護老人ホームは、入所施設であり、利用者の要介護状態に応じて、生活面での支援を行う施設であり、利用者との信頼関係の維持継続が極めて重要である。

今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。